

令和 5 年 9 月 11 日
独立行政法人造幣局

「独立行政法人造幣局における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（改正案）」に対する意見の募集について

1 意見募集の目的

独立行政法人造幣局における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（以下「対応要領」といいます。）については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）において、独立行政法人は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）に即して定めることとされています。この度、基本方針が改正（令和 5 年 3 月 14 日閣議決定）されたことから、対応要領の改正案をとりまとめました。つきましては、以下のとおり、広く国民の皆様のご意見を募集いたします。

2 意見募集の対象

独立行政法人造幣局における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（改正案）（別紙参照）

3 意見提出期間

令和 5 年 9 月 11 日（月）～令和 5 年 10 月 10 日（火）

4 意見提出方法

御意見は、理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。なお、電話での受付は行いませんので、御了承願います。

(1) 電子メールの場合

「houmu※mint.go.jp」宛に送付してください。

※ 迷惑メール防止のため、「@」を「※」と表記しております。

送信の際には、「※」を「@」（半角）に変更してください。

(2) 郵送の場合（締切日当日消印有効）

〒530-0043 大阪市北区天満 1-1-79

(3) ファクシミリの場合 (締切日 必着)

ばんごう
ファクシミリ 番号 : 06-6351-6529

そうしんさき どくりつぎょうせいほうじんぞうへいきょく そらむか あて
送信先 : 独立行政法人造幣局 総務課 宛

5 ちゅういじこう
注意 事項

(1) ていしゅつ ごいけん にほんご かぎ
提出 いただく 御意見 は、日本語 に 限ります。

(2) ごいけん ていしゅつ ばあい い か じこう ごきさい
御意見 を 提出 していただく 場合は、以下の 事項 を 御記載 ください。

ようしきにんい
(様式 任意)

きさいじこう
【記載 事項】

けんめい どくりつぎょうせいほうじんぞうへいきょく しょうがい りゆう さべつ かいしょう
・ 件名 「独立行政法人造幣局 における 障害 を 理由 とする 差別 の 解消
の 推進 に関する 対応 要領 (改正案) に関する 意見」

しめい ほうじん ばあい ほうじんめいおよ urenらくたんとうしゃめい
・ 氏名 (法人の場合は、法人名及び連絡担当者名)

ねんれい
・ 年齢

しょぞくどう
・ 所属 等

いけん りゆう ふく ごいけん じ こ ばあい ないよう
・ 意見 (理由 も 含め、御意見 が 500 字 を 超える 場合、その 内容 の
要旨 を 添付 してください。)

(3) でんし ばあい けんめい どくりつぎょうせいほうじんぞうへいきょく
電子メール の 場合、メール の 件名 を 「独立行政法人造幣局 におけ
る 障害 を 理由 とする 差別 の 解消 の 推進 に関する 対応 要領 (改正
案) に関する 意見」として ください。

(4) ゆうそう ばあい ふどうひょうめん どくりつぎょうせいほうじんぞうへいきょく しょうがい
郵送 の 場合、封筒 表面 に 「独立行政法人造幣局 における 障害 を
理由 とする 差別 の 解消 の 推進 に関する 対応 要領 (改正案) に関
する 意見」と 朱書き してください。

(5) ごいけん たい こべつ かいどう おこな
御意見 に対し、個別 の 回答 は 行いません。

(6) しさくいっばん かん ごいけん たしょうちやう たほうじん たいおうようりやうあん かん
施策 一般 に関する 御意見 や 他 省庁 ・ 他 法人 の 対応 要領 案 に関
する 御意見 は、この 意見 募集 の 対象 ではありません。

(7) ごいけん ていしゅつしゃ しめい じゅうしょどう こじん とくてい じょうほう
御意見 については、提出者 の 氏名 や 住所 等、個人 を 特定 できる 情報
を除き、公表 させていただく 場合がありますので、あらかじめ 御了承
ください。

(8) こじんじょうほう ぼご てきせい かんり おこな た ようと
個人情報 の 保護 については、適正 な 管理 を 行 うとともに、他 の 用途
には 使用 いたしません。

どくりつぎょうせいほうじんぞうへいきよく しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん
独立行政法人造幣局における障害を理由とする差別の解消の推進
かん たいおうようりょう かいせいあん がいよう
に関する対応要領（改正案）の概要について

1 かいせい しゆし 改正の趣旨

どくりつぎょうせいほうじんぞうへいきよく しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん
独立行政法人造幣局では、障害を理由とする差別の解消の推進に
かん きほんほうしん い か きほんほうしん そく どくりつぎょうせいほうじん
に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に即して、独立行政法人
ぞうへいきよく しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん たいおう
造幣局における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応
ようりょう い か たいおうようりょう せいてい こんばん きほんほうしん
要領（以下「対応要領」という。）を制定しているが、今般、基本方針
がかいせい れいわ ねん がつ にちかくぎ けつてい たいおうようりょう
改正（令和5年3月14日閣議決定）されたことから、対応要領に
しやうよう かいせい おこな
ついて所要の改正を行うもの。

2 おも かいせいないう 主な改正内容

- (1) 「せいとう りゆう ふとう さべつてきとりあつか がいとう かんが
正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられ
る例」について4例を追加
- (2) 「せいとう りゆう ふとう さべつてきとりあつか がいとう かんが
正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考
えられる例」について3例を追加
- (3) 「ごうりてきはいいりよ がいとう かんが ぶつりてきかんきよう はいりよ れい
合理的配慮に該当すると考えられる物理的環境への配慮の例
」について3例を追加
- (4) 「ごうりてきはいいりよ ていきようぎ むいはん がいとう かんが れい およ
合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例」及び「
ごうりてきはいいりよ ていきようぎ むいはん がいとう かんが れい あら
合理的配慮の提供義務違反に該当しないと考えられる例」を新た
に追加
- (5) くるまいす ほじよけん りよう かいじよしゃ どうこう りよう りゆう
車椅子、補助犬などの利用や介助者の同行などの利用を理由とし
て行われる たいおう ふうとう さべつてきとりあつか しょうがい りゆう ふとう
おこな 不当な差別的取扱いについて、障害を理由とする不当
な差別的取扱いに該当することを明示

3 しこうび 施行日

れいわ ねん がつ にち
令和6年4月1日